

第四十三回 参議院 石炭対策特別委員会 會議録第七号

昭和三十八年三月三十日(土曜日)

午後二時十七分開会

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞壽君

委員の異動

三月二十三日
補欠選任
谷村 貞治君 野田 俊作君
井川 伊平君 岸田 幸雄君
竹中 恒夫君 鹿島 俊雄君
青田源太郎君 二木 謙吾君

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君
理事 徳永 正利君
大矢 正君
石田 次男君
委員 鹿島 俊雄君
川上 為治君
岸田 幸雄君
二木 謙吾君
松野 孝一君
武藤 常介君
吉武 恵市君
阿具根 登君
阿部 竹松君
小柳 勇君
森 元治郎君
福田 一君
上林 忠次君
八谷 芳裕君

本日の会議に付した案件

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堀末治君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。三月二十三日、谷村貞治君、井川伊平君、竹中恒夫君、青田源太郎君が委員を辞任され、その補欠として野田俊作君、岸田幸雄君、鹿島俊雄君、二木謙吾君が委員に選任されました。

○委員長(堀末治君) 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めの件を議題といたします。

本件は、去る二十六日、衆議院から送付されて本付託になりましたので、念のために申し上げておきます。

それでは、本件の提案理由の説明をお願いいたします。

○國務大臣(福田一君) 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

特に、現地監督組織を整備、充実することがもつとも効果的であると考へるのであります。このような現地監督体制確立の重要性にかんがみまして、北海道及び九州の炭鉱密集地区である夕張、岩見沢、滝川、釧路、飯塚、田川、直方、佐賀及び佐世保に鉱山保安監督局が派遣しております地区現地監督班につきまして、三十六、三十七両年度にわたり、人員の増強、施設の整備等をはかつてきたところであり、す。しかしながら、今後現地の監督班にさらに重要かつ広範にわたる現地保安監督業務を実施させるためには、現行の体制は必ずしも十分とは認められませんが、この際、これを鉱山保安監督局長に直屬する鉱山保安監督署として法制化し、責任体制の明確化をはかることとしたのであります。

○國務大臣(福田一君) 御指摘の法案は、大體省としては話がついたのであります。今法制局との間でその審査を進めておるといふか、条文の整理といふか、字句の整理といふか、そういうことをしております。たいへん膨大な法案なので、御承知のように、法制局も、ずっと今まで関係法案が多いものですから、なかなか進んでおらなかった。まあそのうちに提案をさせていただきます。ただ、予定はいたしておるわけですが、本国会に提出するということ。

○阿部竹松君 次期国会に出すといつてからでも三年ぐらいになる。三国会ぐらいになる。そうすると、法制局に三年間かかっているということになる。通産大臣は、よう知らぬでそんな答弁しているのじゃないでしょうか。

○國務大臣(福田一君) いや、私の了承しておるところでは、ことしの一月の初めごろまでに一応案ができたわけなんです。こちらとしては、それから法制局との打ち合わせをやっておる。ところが、今まで多数法案が、御承知のように、石炭、中小企業、その他たくさんありまして、うちの担当のほうはどうしてもそこまで進んでおらないというところで延びておると私は了解をいたしております。

○阿部竹松君 あの法案は中小企業と何ら関係ないのですか、鉱業法案は、

○國務大臣(福田一君) それはそうです。人がいない。

○阿部竹松君 ですから、そういうことになればならぬと思つておられる。まあそのとおりであればけっこうです。

○阿部竹松君 ですから、そういうこと。その次にお尋ねするわけですが、今まで石炭の特別委員会というのをごさいます。いませんでしたので、商工委員会という議論しておつた。すでに年々幽明境を異にする犠牲者が六百名も七百名も出る。万を単位にする重傷者が出る。こういうことで、国会で相当議論をし、あるいは北海道、九州等において大きな災害として勃発されるので、当時商工委員会からも、いろいろと現地に派遣等もして要請しておるわけですが、その後の保安状況ですね、今度の局長さんになってからあまり大きな災害がないので、非常にけっこうだといふように内心喜んでおられるわけ。しかし、現実の問題として、小さい災害は跡が絶えないというふうな現況ですから、当時と比較して減つておると思いますが、大體その犠牲者ですね、落着あるいは爆発、こういうものの原因によつて起る災害状況を、大ざっぱでけっこうです。お知らせ願ひたい。

○政府委員(八谷芳裕君) 災害につきましては、いろいろこういふ監督機構の拡充等もやつて参つておりますけれども、災害率というふうなことになる。むしろ横ばいから少し増加の傾向になっておるようには見受けられておる次第であります。まず、災害の中での死亡者でございますけれども、この死亡者は、幸い昭和三十七年、昨

年におきましては四百九十一名と、初めて五百名を割ったような状況でございます。まして、まあ過去の歴史をひもといてみますと、大正五年以来、初めて五百名を割ったという状況になっておるわけでございます。しかし、かように、まあ従来昭和三十四年に五百七十四名という数字があっただけで、ほかにも五百名を割ったこともなかったというよりなときに四百九十一名という数字になったわけでございますが、一方におきましては、年々御承知のとおり、労働者の方々は減少いたしておりまして、しかも、こういう死亡が少なくなりながら、災害の件数というものは一向に減少しないような状態になっております。したがって、たとえば、可動延べ百万人当たりというふうな災害率でいいますと、分子の罹災者数といふのはほとんど減っていない。逆に分母の労働者が減っていくために、災害率は五カ年前の昭和三十三年と比較しますと、四四％に増加しているという、まあかような状態になっておるわけでございます。しかし、まあその災害の内容をさらに検討いたしてみますと、他のまあ一つの率として強度率というふうなものを出しておりまして、こういう損失日数が、どれだけそういう休業日数があったかというふうなものになりますと、一割程度の増加になっておるわけで、したがって、ここで言えますことは、災害率は非常にまあふえておるといふことが第一点でございます。しかし、死亡者は非常にまあ少なくなつた。それから災害の内容といたしましてのけがの日数と申しますか、そういうものはあまり増加していない。むしろ減少している

と、まあこういうことが言えるのじゃないだろうか、かように考えておる次第であります。

○阿部竹松君 私どもは、長い間、さいぜん申し上げましたとおり、あまり災害が頻繁に起きるものから、保安確保のために、機構の拡充、あるいは人員の増加とか、あるいは保安監督員の待遇改善というところで主張して参つたので、若干でもこの改正によって機構の拡充と責任体制が明らかになることですから、賛成はいたしますが、お尋ねしたいことは、ただその名称変更だけにとまっておるのかどうかというところをお尋ねしたいわけなんです。それから、予算措置等についても、きわめて予算が微々たるものから、当時の二等、現在の一等列車切符で乗っている監督員の方々が、予算がないもので、それから三等の旅費で歩いて、それで、特に北海道、九州は広域な地域ですから、旅費を割いて監督して回って歩くというのが実態だということ、現地でもことに気の毒なことであるというところを痛感しておつたわけなんです。現在もそういうような状態で、予算が少なうて、監督員の方々が、旅費として五百円支給されるのが、旅費として五百円支給されるかどうか、こういうこと、この表面上の機構改革だけでは増員はしない、あるいは責任体制が明らかにならぬということであれば困るわけですが、その点をひとつ明確にしたい。また、後者のほうから申し上げますと、監督署の

設置によりまして、単に派遣班と従来あるものを衣がえをするというだけでは決してないわけでございます。過去の経過をたどつてみますと、当時の上清、大辻というふうな災害がありまして、しかも、監督機構の拡充ということを決議下さいましたのは昭和三十六年の三月でございますが、それ以降、閣議決定等によりまして人員の増強等もはかつて参りました。三十六年と三十七年の両年度にわたりました、六十名の増員が認められまして、しかも、その五十八名は監督署にこれを配置するよりよりな段取りをしたわけでございます。従来旧監督署で二十四名だったものが、一月一日では七十名になっておりました。さらに研修その他、それから家屋の関係等もありましておかれておりますが、できますならばこれを百名程度まで増強していきたい、かようにやっておりますわけでございます。で、監督署ができましたと権限というものが明確化いたしました。監督署でできるだけの書類その他も片をつけていくということにして、現場機関として非常に動きやすいようにしていくと、かようなやり方をとっていきなさいと思つておるわけでございます。また、監督官が非常に旅費が少なうために、二等を三等で行くというふうなことは、現在では旅費規定に基づきまして、特別のものを除きまして旅費規定でみんな出しておるので、それぞれのランクで自動車賃、日当、宿泊というものは出しておるわけでございます。

○政府委員(八谷芳裕君) まず、後者のほうから申し上げますと、監督署の設置によりまして、単に派遣班と従来あるものを衣がえをするというだけでは決してないわけでございます。過去の経過をたどつてみますと、当時の上清、大辻というふうな災害がありまして、しかも、監督機構の拡充ということを決議下さいましたのは昭和三十六年の三月でございますが、それ以降、閣議決定等によりまして人員の増強等もはかつて参りました。三十六年と三十七年の両年度にわたりました、六十名の増員が認められまして、しかも、その五十八名は監督署にこれを配置するよりよりな段取りをしたわけでございます。従来旧監督署で二十四名だったものが、一月一日では七十名になっておりました。さらに研修その他、それから家屋の関係等もありましておかれておりますが、できますならばこれを百名程度まで増強していきたい、かようにやっておりますわけでございます。で、監督署ができましたと権限というものが明確化いたしました。監督署でできるだけの書類その他も片をつけていくということにして、現場機関として非常に動きやすいようにしていくと、かようなやり方をとっていきなさいと思つておるわけでございます。また、監督官が非常に旅費が少なうために、二等を三等で行くというふうなことは、現在では旅費規定に基づきまして、特別のものを除きまして旅費規定でみんな出しておるので、それぞれのランクで自動車賃、日当、宿泊というものは出しておるわけでございます。

○阿部竹松君 次に御尋ねすること

は、今、若干人員がふえたということに關連してですが、この監督員が坑内に入る場合です。今より三年ぐらいい前ですが、坑内巡視すると一時間八円、それから機械据付の検定立ち会いに行くとい時間四円、坑内火災が起きた場合に二十円。国会でやかましく問題になりました。池田総理ともいろいろ論争を通じて話し合ったことがありますが、その後若干上がつておるわけですが、若千上がつても、大体東京の消防署の、これは都条例で定めるわけですが、消防署の諸君が一時間出れば四百円です。鉱山の監督員が坑内の火災に行つて一時間二十円、現在上がつて倍になつても四十円でしよ。そうすると、東京都の消防署の諸君がブーッと外へ出て、まあ危険も伴うでしよけれども、坑内の火災ぐらい危険を伴わない。しかも、一方はその十分の一しかもらつておらぬというのでなくて、これは決して毒じやないか。そんなことではなしに、もつと待遇を改善するように努力してくれぬかと、これは法律改正やつても、もちろん金によつてのみ動いておるわけでもないしよ。しかし、坑内の危険な箇所へ行つて、あふない現場で働いておる地下産業の従業員を守つてやる立場に立つて一生懸命やっているんですから、危険です。しかし、三年前まで一時間四円という手当、こういうのは、まあ大矢委員の話をお借りすれば、世界に類がないではないかという話になるかもしれないが、それが実情なんです。これは一体どう

問題につきましては、先ほど申しました御決議等によりましていろいろ折衝して参りました、ただいまの坑手当の問題と、それから専門職というものを置くことができる、専門職にするというふうなことを、ただいまは両面で待遇改善が一応行なわれたわけでございますが、この入坑手当につきましては、まあ幾つ種類がございますけれども、当時、巡回検査の場合でございますと、これは一時間八円でございます。災害時で二十四円でございます。巡回検査の場合には八時間と換算いたしまして対比してみますと、一日今度は二百三十円になつたわけでございます。災害調査は六百九十円でございます。増加されたわけでございます。それから、専門職につきましては、これは鉱山保安の専門職を置くことができるようになります。四等級、五等級、六等級というふうな職員が、役所の機構上、課長補佐とかいうふうな制度と離れまして、四等級あるいは五等級等に昇格させることができる、こういうふうな二面の待遇改善をしたわけでございます。で、私も担当者として、ましては、まだほかにいろいろ待遇改善の方法がございます。調整の調整を行なう、あるいは恩給制度等につきまして他にも行なわれておる例がございますので、そういう面につきまして、関係方面ともいろいろまあ過去においても折衝を続けて参りましたし、今後も折衝を続けて参りたいと、かように考えております次第でございます。

○阿部竹松君 いすれにいたしまして

は、今、若干人員がふえたということに關連してですが、この監督員が坑内に入る場合です。今より三年ぐらいい前ですが、坑内巡視すると一時間八円、それから機械据付の検定立ち会いに行くとい時間四円、坑内火災が起きた場合に二十円。国会でやかましく問題になりました。池田総理ともいろいろ論争を通じて話し合ったことがありますが、その後若干上がつておるわけですが、若千上がつても、大体東京の消防署の、これは都条例で定めるわけですが、消防署の諸君が一時間出れば四百円です。鉱山の監督員が坑内の火災に行つて一時間二十円、現在上がつて倍になつても四十円でしよ。そうすると、東京都の消防署の諸君がブーッと外へ出て、まあ危険も伴うでしよけれども、坑内の火災ぐらい危険を伴わない。しかも、一方はその十分の一しかもらつておらぬというのでなくて、これは決して毒じやないか。そんなことではなしに、もつと待遇を改善するように努力してくれぬかと、これは法律改正やつても、もちろん金によつてのみ動いておるわけでもないしよ。しかし、坑内の危険な箇所へ行つて、あふない現場で働いておる地下産業の従業員を守つてやる立場に立つて一生懸命やっているんですから、危険です。しかし、三年前まで一時間四円という手当、こういうのは、まあ大矢委員の話をお借りすれば、世界に類がないではないかという話になるかもしれないが、それが実情なんです。これは一体どう

問題につきましては、先ほど申しました御決議等によりましていろいろ折衝して参りました、ただいまの坑手当の問題と、それから専門職というものを置くことができる、専門職にするというふうなことを、ただいまは両面で待遇改善が一応行なわれたわけでございますが、この入坑手当につきましては、まあ幾つ種類がございますけれども、当時、巡回検査の場合でございますと、これは一時間八円でございます。災害時で二十四円でございます。巡回検査の場合には八時間と換算いたしまして対比してみますと、一日今度は二百三十円になつたわけでございます。災害調査は六百九十円でございます。増加されたわけでございます。それから、専門職につきましては、これは鉱山保安の専門職を置くことができるようになります。四等級、五等級、六等級というふうな職員が、役所の機構上、課長補佐とかいうふうな制度と離れまして、四等級あるいは五等級等に昇格させることができる、こういうふうな二面の待遇改善をしたわけでございます。で、私も担当者として、ましては、まだほかにいろいろ待遇改善の方法がございます。調整の調整を行なう、あるいは恩給制度等につきまして他にも行なわれておる例がございますので、そういう面につきまして、関係方面ともいろいろまあ過去においても折衝を続けて参りましたし、今後も折衝を続けて参りたいと、かように考えております次第でございます。

○阿部竹松君 いすれにいたしまして

も、ただいま申し上げましたとおり、東京都の消防の方に比較して十分の予算もないという状態ですから、これは特に通産大臣にお願ひしておかなければなりません、ひとつこの待遇について、もう今国会は予算が通つたことですから、次期国会等において、十分頭に入れて予算折衝をしていただきたいということを御要望しておきます。

その次に、石炭界が、まあ斜陽産業とか、あるいは日没産業とかいわれて、ここでもいろいろ論議されているわけですが、業態が悪くなればなるほど、保安というものの確保に経営者が努力しない。特に中小等においては、保安炭柱というので、保安のために残している石炭まで採掘しているという、こういうのが実態なんです。したがっていろいろ点についていろいろ前国会でもきまつたわけですが、現在まで保安確保ができないため、あなたのほうの指示によって休山閉山、廃山になった山、それから、現在あなたのほうで勧告している山、この数はどれくらいございますか。

○政府委員(八谷芳裕君) 昭和三十六年と三十七年、この臨時措置法が施行されましたから二カ年の経過を経たわけでございますが、予算的には、昭和三十六年が三十五万トン、それから三十七年が四十五万トン、そのほか補正がございまして、九十万トンの予算になったわけでございますが、初年度の施行が非常におくれましたために、昭和三十六年の十二月二十五日に施行されましたわすか三カ月だったために、初年度の勧告がおくれておりませんが、両方合計いたしましたして四十九炭

鉱、七十三万七千トンという合計数の鉱山を勧告したわけでございます。このほかに、勧告を聞かなかつたのが三炭鉱でございます。これは勧告を聞いていなかったものの合計でございます。

取り消す段階におきまして、差し押え抵当権というよりなものがあつた場合の処置もしていかなければならない、こういうことで、それまでに相当時間がかかっている。鉱業権を取り消されましても、今度は鉱害関係で二カ月でございませぬけれども、六十日間の公示をやりまして、鉱害の届け出が出てくる。今度はそれを調査をいたしましたして、それから初めて貸金債務、あるいは鉱害債務の差し引き料がきまるし、また、支払いがきまってくる、こういうことになるわけでございます。そういう関係で、相当に早くやつてほしいという重要な要望がいろいろ参つておるわけでございますが、最善の努力をして、できるだけ早く交付金を流していくようにしたいと思つております。

○阿部竹松君 表面上は、あなたの知らないことを聞くという格好になつてたいへん恐縮ですが、鉱業権はもちろんのこと、租賦権も設定しない、したがって、地方の通産局に届け出るどころか、あなたのところにもちろん連絡もない、こういう山が筑豊あたりにあるというのを聞いておるわけですか。ですから、あなたの御答弁をいたしたくはたいへん恐縮ですが、現実の問題としてそういうことがあるのです。で、一切手をつけたいところ、そういうところが現在もありませんか。

○政府委員(八谷芳裕君) これは十分に御質問の趣旨がみ込めないもので、あるいは少し違つたお答えになるかと思ひますが、鉱業権なくして掘るといふ場合は、これは鉱業法によりまして、鉱業法の七条あるいは十三条の違反ということで当然処置していか

ければなりません、その形といたしまして、完全な盗掘というよりなものと、それから、あるいは従来いわれておりました斤先掘り申しますか、そういう形のもの二つに分かれていくだろうと思つておるわけでございます。で、盗掘につきましてもは鉱業権が明らかにないし、また、鉱業権者も征伐に協力してくれるわけでございますから、これは保安局と申しますよりも、現地で、鉱業法の施行でございますので、通産局のほうの担当でやつておられますが、しかし、斤先につきましても、非常に内部関係を確認することがむずかしいというよりなことで、表面に現われたものは格好がついておるけれども、事実は斤先というよりな形のもの、特に九州のほうには過去においていろいろあつたわけでございます。通産局といたしましては、そういうものにつきましても、いろいろ帳簿の関係その他も調べて指導もやるし、また、明確なものにつきましても法的な処分もやるようにいたしておるわけでございます。また、今度の鉱業法の改正につきましても、条文上もこの点をばつと明確にする必要があるというよりなことで、通産省案としてはそういう方面に配慮が払われておるような状況でございます。

り暴力炭鉱というのはまだあるのですね、したがって、保安監督員が現地に行つても、いろいろと脅迫がまじきことを常に行なうというよりなことがあるということをお聞ひしておるのですか、どうですか。

○政府委員(八谷芳裕君) この前ここの御審議の際に聞いておりましたのが、暴力炭鉱といふことにつきまして、私も言つておる暴力炭鉱といふの、私も言つておる暴力炭鉱といふの、少し違つておるのじゃないかと思つておるわけでございます。あつたときに問題になりました山は、何というか、私どもの関係を離れまして、労働者をどうするとかというよりな会社ですか、そういうふうな関係についてのいわゆる暴力炭鉱でございます。あれは私もそこにおつて十分承知したわけでございますが、通常保安監督の面から、もとからいわゆる暴力炭鉱といふことが昭和三十六年にも問題が上つておりました、議事録にも、たしか八炭鉱といふよりなことが出されておつたところを考へますけれども、現在入坑して調査をするのにつかまして、明らかに当時のようないろいろいやがらせと申しますか、そういうことによつて入坑を事実上し得ないようになるといふようなものは現在もございません。ただ、あのいわゆる暴力炭鉱といふ問題で、当時の労働基準法関係でございますか、そういう意味の暴力炭鉱といふものはあつたときにあらさまにされたような状況でございます。

○阿部竹松君 私どもが長いこと国会で主張してきておる点が、若干ではありますけれども、盛り込まれておるこ

とですから、もうこれ以上質問いたしません。最後に、通産大臣に承つておきたいわけですが、劈頭のお尋ねに対して、鉱業法の改正を法制局においていろいろと論議をわすらわしておるというお話を承りました。膨大な中身だと、こういってお話ですから、全部承るわけにいきませんが、ただ、そのうち一点だけ、それは鉱業権者に関係した問題ですが、鉱区の整理統合というこの問題は、改正案ではどうなっておるか、その点を一点だけお尋ねして質問を終わります。

○政府委員(八谷芳裕君) 私も鉱業法の当事者でないので、正確なお答えを欠くかと思ひますけれども、実は私どものほうの関係からこの問題を論じなければならぬ点がありますために、若干承知いたしておりますが、この問題は、今までの条文の書き方よりも、もう少し積極性を持つように書かれてきておると思つておられます。たとえて申しますと、私どものほうの保安法の保安の関係から申ししましても、今までは鉱区の整理統合というのは、保安上の関係というよりはほとんどどうたわれておらなかったわけでございますけれども、能力主義というよりなものを採用して、保安関係でも能力のある者しか認めていかない、これは石炭と亜炭でございます。こういうことにつきまして、保安の立場からの危険を認めた場合には、鉱業権の譲渡その他について協議をさせることができるという、これは正確な文章でございますが、そういうふうな話し合いをさせていくというふうな形で盛り込まれておるわけでございます。その他公益との競合、基本になります増産

その他の問題もいろいろあると思ひますが、そういう面について配慮がたしかされておつたと、かように承知しておるわけでございます。○委員長(堀末治君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。○委員(堀末治君) 全会一致でございます。よつて、本件は、全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二條により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。○委員(堀末治君) 御異議ないと認

め、さように決定いたしました。次回の委員会の期日は、追つて公報をもつて御通知することにしたし、本日これをもちつて散会いたします。午後二時五十二分散会

三月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めの件

別紙

名	称	位	置
夕張	夕張市	夕張市	夕張市
岩見沢	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市
滝川	滝川市	滝川市	滝川市
釧路	釧路市	釧路市	釧路市
飯塚	飯塚市	飯塚市	飯塚市
田川	田川市	田川市	田川市
直方	直方市	直方市	直方市
佐賀	佐賀市	佐賀市	佐賀市
佐世保	佐世保市	佐世保市	佐世保市

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
一、電力用炭代金精算株式会社法案
一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

予備審査のための付託は三月二十五日) 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めの件

通商産業省設置法第三十五條による鉱山保安監督署を設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

目次中「第五十三條の二」第五十三條の六を「第五十三條の二」に、「第五十七條」を「第五十七條の三」に、「第五章の二」未開発炭田の開発(第六十八條の二)第六十八條の九(第六十八條の九)第六十八條の十(第五)に改め、「第六章の二」石炭鉱区調整協議会(第七十六條の二)第七十六條の六を削り、「第八十三條」を「第八十三條の二」に改める。第一条中「促進することにより、石炭鉱業の合理化」を「促進すること等により、石炭鉱業の合理化及び安定」に改める。第四条第二項第二号を次のように改める。二 石炭坑の近代化に關する事項 第四条第二項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

案
一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
一、石炭鉱業經理規制臨時措置法案
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

三 石炭鉱業の整備に関する事項
第四中第三項を第四項とし、第

二項の次に次の一項を加える。
3 石炭鉱業合理化実施計画のうち

前項第三号に掲げる事項に係る部
分(以下「整備計画」という。)は、
地域別に定めるものとする。
第四条の次に次の一条を加える。

(再就職計画)
第四條の二 労働大臣は、毎年、前

條第一項の規定により通商産業大
臣が意見をきくに際し石炭鉱業審
議会の意見をきいて、整備計画の
実施に伴い離職を余儀なくされる

鉱山労働者の再就職に関する計画
(以下「再就職計画」という。)を定
めなければならない。

2 第三條第四項の規定は、前項の
場合に準用する。
第五條第二項中「前項」を「前二項」
に改め、同項を同條第三項とし、
同條第一項の次に次の一項を加え
る。

2 労働大臣は、前項の規定により
通商産業大臣が第四條第二項第三
号に掲げる事項について石炭鉱業
合理化実施計画を変更する場合に
おいて必要があるときは、前項の
規定により通商産業大臣が意見を
きくに際し石炭鉱業審議会の意見
をきいて、雇用事情の著しい変動
がある場合において整備計画の円
滑な実施を図るため特に必要があ
るときは、石炭鉱業審議会の意見
をきいて、再就職計画を変更しな
ければならない。

第九條の二第三項中「第二十六條
の三第一項各号」を「第二十六條の二
第一項各号」に改め、同條第四項及

第二十一部 石炭対策特別委員会記録第七号 昭和三十八年三月三十日【参議院】

び第五項を削る。
第二十六條の二を削る。
第二十六條の三第一項第一号中

「整備資金保証業務」を「第二十五條
第一項第十号に掲げる業務及びこれ
に附帯する業務」に改め、同項第二
号中「運賃保証業務」を「第二十五條
第一項第十二号に掲げる業務及びこ
れに附帯する業務」に改め、同條第
二項中「前條第一項第二号又は第四
号に掲げる経理に係る特別の勘定に
おいて」を「通商産業省令で定めると
ころにより」に改め、同條を第二十
六條の二とする。

第三十六條の十二を次のように改
める。
第三十六條の十二 削除
第三十六條の十四中「第二十六條
の三第一項第一号」を「第二十六條の
二第一項第一号」に改める。
第五十三條の二第三号中「第二十
七條第三項」を「第二十六條の二第
二項、第二十七條第三項」に改める。
第五十三條の三から第五十三條の
六までを削る。

第四中第五十七條の次に次の二
條を加える。
(請負夫の使用の承認)
第五十七條の二 鉱業権者又は租鉱
権者は、石炭鉱山の坑内における
作業であつて通商産業省令で定め
る種類のものにその使用人以外の
者(以下「請負夫」という。)を従事
させようとするときは、その作業
の種類、従事させようとする期間
その他の通商産業省令で定める事
項を定めて通商産業大臣の承認を
受けなければならない。ただし、
当該鉱山における保安を確保する

ため緊急の必要があるときは、こ
の限りでない。
(承認の基準)
第五十七條の三 通商産業大臣は、
前條の承認の申請があつた場合に
おいて、その申請に係る期間が作
業の種類別に通商産業省令で定め
る期間をこえず、かつ、その申請
に係る作業に請負夫を従事させる
ことにより石炭鉱業合理化基本計
画の実施に支障を生ずるおそれ
がないと認めるときは、前條の承認
をしなければならない。

第五十八條の見出し中「標準額」を
「基準額」に改め、同條第一項中「生
産費を基準とし」を「生産費に、参
酌して」を考慮してに、「又は租鉱
権者」を若しくは租鉱権者又は石炭
の販売業者」に、「標準額」を「基準
額」に改め、同條第二項中「標準額」
を「基準額」に改める。
第五十九條第一項中「石炭の生産
費又は」を削り、「標準額(以下「標準
炭価」という。))を「基準額(以下「基
準炭価」という。))」に改める。
第六十條の前の見出しを「販売価
格に関する勸告」に改め、同條第一
項を次のように改める。

通商産業大臣は、鉱業権者若し
くは租鉱権者又は販売業者の石炭
の販売価格が基準炭価をこえてい
ることにより、石炭の販売価格が
基準炭価をこえ、一般消費者及び
関連事業者の利益を不当に害する
おそれがあると認めるときは、そ
の鉱業権者若しくは租鉱権者又は
販売業者に対し、石炭を販売する
に当たつては基準炭価によるべき
ことを勧告することができる。

第六十一條第一項を次のように改
める。
通商産業大臣は、鉱業権者若し
くは租鉱権者又は販売業者の石炭
の販売価格が石炭の平均生産費を
下り、かつ、基準炭価を下つてい
ることにより、石炭の販売価格が
基準炭価を下り、鉱業権者及び租
鉱権者の相当部分の事業の継続が
困難となるに至るおそれがあるた
め、石炭鉱業合理化基本計画の実
施に重大な支障を生じ、又は生ず
るおそれがあると認めるときは、
その鉱業権者若しくは租鉱権者又
は販売業者に対し、石炭を販売す
るに当たつては基準炭価によるべ
きことを勧告することができる。

第六十二條第一項中「失した場合
において、石炭の販売価格が標準炭
価を著しく下り」を「失し、かつ、石
炭の販売価格がその平均生産費を下
つてい場合において、石炭の販売
価格が基準炭価を下り」に改める。
第六十三條第一項を次のように改
める。

通商産業大臣は、前條第一項の
場合において、石炭の販売価格が
基準炭価を下り、鉱業権者及び租
鉱権者の相当部分の事業の継続が
困難となるに至るおそれがあるた
め、石炭鉱業合理化基本計画の実
施に重大な支障を生じ、又は生ず
るおそれがあると認めるときは、
鉱業権者又は租鉱権者に対し、同
項の規定による指示をすることと
し、販売価格の制限に係る共同行
為を実施すべきことを指示するこ
とができる。
第六十八條の十四及び第六十八條

の十五を削り、第六十八條の十三中
「第六十八條の十一第一項」を「第六
十八條の十三第一項」に改め、同條
を第六十八條の十五とし、第六十八
條の十二を第六十八條の十四とし、
第六十八條の十一第二項中「石炭鉱
区調整協議会」を「石炭鉱業審議会」
に改め、同條を第六十八條の十三と
し、第六十八條の十中「第六十八條
の八第一項」を「第六十八條の第十
一項」に、「第六十八條の十二第二項」
を「第六十八條の十四第二項」に、
「第六十八條の十三第二項」を「第六
十八條の十五第二項」に改め、同條
を第六十八條の十二とし、第六十八
條の九を第六十八條の十一とし、第
六十八條の八を第六十八條の十と
し、第六十八條の七中「指定地域内
の」を削り、同條を第六十八條の九
とし、同條の前に次の章名を附す
る。

第五章の三 鉱区の調整
第五中第二中第六十八條の六の次
に次の二條を加える。
(事業計画)
第六十八條の七 前條第三項におい
て準用する第三條第四項の規定に
より開発計画が告示されたとき
は、当該指定地域内の採掘鉱区の
採掘権者は、その告示の日から三
月以内に、開発計画に準拠して当
該採掘鉱区における石炭資源の開
発に関する事業計画を定め、通商
産業大臣に届け出なければならない。
これを變更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項
を定めなければならない。
一 工事の種類、費用の額その他

五

石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項

二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込み
三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八條の八 通商産業大臣は、開發計畫の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第七十條中「合理化」の下に「及び安定」を加える。

第七十一條第一項中「四十人」を「四十五人」に改める。

第六十條の二を削る。

第八十三條中「第六十八條の十一第一項」を「第六十八條の十三第一項」に改める。

第七十條中第八十三條の次に次の一條を加える。
(権限の委任)

第八十三條の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に屬する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第八十四條に次の一号を加える。

三 第五十七條の二の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けたところに

よらないで請負夫を作業に従事させた者

第八十六條第一号中「第六十八條の十四第一項」を「第六十八條の七第一項」に改める。

附則第二條中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第二條の二第二号中「交付」の下に「雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け」を加え、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第三号を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第五十七條の二に規定する作業に請負夫に従事させている鉱業権者又は租鉱権者が引き続き当該作業に当該請負夫に従事させる場合には、この法律の施行の日から六月間は、同條の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該作業に当該請負夫に従事させることについて同條の承認の申請をした場合において、承認又は承認の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表石炭鉱業審議會の項中「合理化」の下に「及び安定」を加え、同表中石炭鉱区調整協議会の項を削る。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
附則第八項を削る。

電力用炭代金精算株式会社法案
電力用炭代金精算株式会社法
(会社の目的)

第一條 電力用炭代金精算株式会社は、電力用炭の價格の安定に資するためその代金の受渡しに關する事業を行ない、あわせて石炭の流通の合理化に資する事業を行なうことを目的とする株式会社とする。
(株式)

第二條 電力用炭代金精算株式会社(以下「会社」といふ。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、一億円を限り、会社に対して出資することができる。

3 会社は、新株を發行しよとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
(商号の使用制限)

第三條 会社以外の者は、その商号中に電力用炭代金精算株式会社という文字を使用してはならない。
(取締役及び監査役の人数)

第四條 会社の取締役は、五人以内、監査役は、二人以内とする。
(取締役及び監査役の選任等の決議)

(事業の範囲)

第七條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 電気事業者であつて政令で定めるもの(以下「電気事業者」といふ。)が購入した発電の用に供する石炭(以下「電力用炭」といふ。)の代金の受渡しに關する事業

二 石炭の銘柄の整理及び輸送の共同化についての調査、あつせんその他の事業

三 石炭の販売業者、石炭の購入者その他の関係者から委託を受けて行なう石炭を輸送する船舶の配船の調整

四 他の者から委託又は貸付けを受けて行なう石炭の流通の合理化に必要な設備の管理及び運營業

五 前各号の事業に附帯する事業
(事業に關する規程)

第八條 会社は、業務開始の際、その営む事業に關する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。
(事業計画等)

第九條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
(重要な財産の譲渡等)

第十條 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
(社債及び借入金)

第十一條 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
(定款の変更等)

第十二條 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(財産目録等の提出)

第十三條 会社は、毎營業年度經過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。
(電力用炭の代金の受渡しに係る制限)

第十四條 電気事業者(その者が購入した電力用炭の代金に係る債務の引受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)は、石炭の販売業者(その者が販売した電力用炭の代金に係る債権の譲受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)に対し、電力用炭の代金に係る債務を弁済し、又は当該債務につき相殺の意思表示をする場合には、会社に対してしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 石炭の販売業者は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の

弁済を受領する場合には、前項ただし書に規定する場合を除き、会社これにこれをさせなければならぬ。

3 電気事業者が会社に対し第一項に規定する行為をしたときは、その行為は、石炭の販売業者に対してしたもののみならず。

(電力用炭の代金の受渡手續等)
第十五条 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済の申出を受けたときは、遅滞なく、これを受領し、かつ、その受領した金銭その他の物を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に引き渡さなければならぬ。

2 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務につき相殺の意思表示を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に通知しなければならぬ。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで(受任者の注意義務等)の規定は、石炭の販売業者のため前条に規定する行為をする会社に準用する。

(電力用炭の代金債権を消滅させる場合等の届出)
第十七条 石炭の販売業者は、更改、代物弁済その他第十四条第二項に規定する事由以外の事由によつて電力用炭の代金に係る債権を消滅させようとする場合、電力用炭の販売に関し電気事業者に割戻金を支払おうとする場合その他通

商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、会社に届け出なければならぬ。

(電力用炭の販売に関する契約書等の送付)
第十八条 石炭の販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、電力用炭の販売に関する契約書の写しその他の書類を会社に送付しなければならぬ。

(通商産業大臣に対する報告)
第十九条 会社は、第七条第一号に掲げる事業を行なうに当たり、電力用炭の販売価格が、その品位に応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第五十八条第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して通商産業大臣が電力用炭につき定めた品位別の価格と異なつていことを知つたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならぬ。

(帳簿の記載)
第二十条 会社は、帳簿を備え、第七条第一号に掲げる事業に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

(監督)
第二十一条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(協議)

第二十二条 通商産業大臣は、第二条第三項、第八条第一項、第九条から第十一条まで、又は第十二条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

(報告及び検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第二十四条 電気事業者が電力用炭を販売した石炭の販売業者は、会社に対し、第七条第一号に掲げる事業の執行に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、当該電力用炭につき政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の政令で定める手数料の額は、当該電力用炭の数量一トンにつき三円をこえてはならない。

(罰則)

第二十五条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを受領し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、債務を弁済し、若しくは相殺の意思表示をし、又は債務の弁済を受領したとき。

二 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条 第十八条の規定に違反して、同条に規定する書類を送付せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第八条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。

三 第九条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有債で取得したとき。

五 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二条第二項に規定する復旧工事（以下「復旧工事」という。）であつて当該年度開始前に完了したもにより復旧された鉱害（当該鉱害に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

六 当該鉱害に設定された租鉱権の租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害及び当該年度の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となる鉱害（当該租鉱権の消滅（鉱害の減少による場合を除く。）があつた場合にあつては、その消滅の日以後に発生し、又は発生することが予想されるものを除く。）

5 租鉱権者の鉱害賠償積立金の額は、当該租鉱権に關する鉱害であつて、前項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害（同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）並びに同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のもの（当該年度開始後に租鉱権の設定があつた場合における租鉱権者にあつては、その設定の日以後に発生することが予想される当該租鉱権に關する鉱害）を基礎とし、通商産業大臣の定める基準に従い、その鉱害の賠償に要する費用の額の二分の一をこえない範囲内において通商産業局長が算定して通知する額とする。

（被害者の弁済を受ける権利）

第五条 鉱害に係る被害者は、鉱害賠償請求権に關し、当該鉱区又は租鉱権に係る鉱害賠償積立金であつて基金に積み立てられたもの（次条第一項から第三項までの規定により取りもどすことができる額に相当するものを除く。）につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關する手続は、政令で定める。

第六条 鉱業権者又は鉱業権の消滅若しくは移転により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該鉱区に關する鉱害であつて、第一号（租鉱権の移転により租鉱権者でなくなつた者にあつては、第二号）に掲げる鉱害に相当するものうち、第三号及び第四号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、第三号から第五号まで）に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、第四条第四項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

一 当該年度開始前（当該租鉱権者が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前）に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

二 租業権者でなくなつた日の前

日まで（当該租業権者が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後租業権者でなくなつた日の前日まで）に発生した鉱害

三 当該年度開始前（租業権の移転により租業権者でなくなつた者にあつては、租業権者でなくなつた日の前日まで。以下次号において同じ。）に賠償債務が消滅した鉱害（当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを除き、次号（当該鉱区に租業権の設定があつた場合にあつては、次号及び第五号）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

四 復旧工事であつて当該年度開始前に完了したもにより復旧された鉱害（当該鉱区に租業権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

五 第四条第四項第六号に掲げる鉱害

2 租業権者又は租業権の消滅若しくは鉱害の減少による租業権の消滅により租業権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該租業権に關する鉱害であつて、第四条第四項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、同条第五項の規定による賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこ

える金額に相当する額の賠償積立金を取りもどすことができる。

3 租業権の消滅（租業権の消滅又は鉱害の減少による場合を除く。以下同じ。）により租業権者でなくなつた者は、その積み立てている賠償積立金の残額が、当該租業権に關する鉱害であつて、その消滅の日までに発生したもものうち、第四条第四項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、同条第五項の規定による賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の賠償積立金を取りもどすことができる。

4 第四条第一項の積立てをした者は、前三項の規定により賠償積立金を取りもどすことができる場合を除き、その賠償積立金を取りもどすことができない。

5 第一項から第三項までの規定により賠償積立金を取りもどすものとす者は、基金に対して払渡しの請求をしなければならぬ。（権利の承継等）

第七條 租業権の移転若しくは租業権の消滅又は租業権の減少があつた場合において、租業権の移転により租業権者となつた者若しくは租業権者又は租業権の消滅に係る租業権の移転により租業権者でなくなつた者は、第三項の規定により賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこ

もどすことができる賠償積立金に關する権利を承継することにつきこれらの者の同意を得て、通商産業省令で定めるところにより通商産業局長に届出をしたときは、その賠償積立金は、その届出をした者が第四条第一項の規定により積立てをしたものとみなす。

第八條 賠償積立金に關する権利義務は、相続その他の一般承継があつたときは、租業権又は租業権とともに移転する。

第九條 通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなればならぬ採掘権者又は租業権者が採業法（昭和二十五年法律第二百八十九号第六十三條第二項（同法第八十七條）において準用する場合を含む。）の規定による施業案の認可又はその変更の認可の申請をした場合において、当該採掘権者又は租業権者がその積立てをしていないときは、当該採掘権者又は租業権者について同項の認可をしてはならない。

2 通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなればならぬ租業権者又は租業権者がその積立てをしていないときは、当該租業権又は租業権について、その事業の停止を命じ、又は租業権若しくは租業権を取り消すことができる。

3 採業法第四十條（命令の手続）の規定は、前項の規定による取消しに準用する。

第十條 採業法第六章第二節（担保の供託）の規定は、租業権者及び

（予算等の認可）

第三十五条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しうるとするときは、同様とする。

（財務諸表）

第三十六条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び損害賠償基金債券）
第三十八条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は損害賠償基金債券（以下「債券」という。）を發行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の發行、償還、利子の支払その他の債券に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（準備金）
第三十九条 基金は、積み立てられた損害賠償積立金の残額と附則第十條第一項の規定により取りもどした金銭及び因債並びに同條第二項又は第三項の規定により納付された金銭及び因債の残額との合計額に通商産業省令で定める率を乗じて得た金額以上の額の金銭を準備金として資金運用部に預託しておかなければならない。

2 前項の規定により預託している金銭に対し基金が有する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による差押えの場合は、この限りでない。

（余裕金の運用）
第四十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行への預金又は郵便貯金
- 四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しうるとするときは、同様とする。

（通商産業省令への委任）
第四十二条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督
第四十三条 基金は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第四十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは業務の十一條第一項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則
（大蔵大臣との協議）
第四十五条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十五条又は第三十八条第一項若しくは第二項ただし書の認可（第三十一条第一項の認可にあつては、金融機関に對し委託する場合におけるものに限る。）をしようとするとき。
- 二 第四十二条の通商産業省令を定めようとするとき。
- 三 第三十六条第一項又は第四十条の承認をしようとするとき。

四 第四十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第四章 雑則

（報告及び検査）
第四十六条 通商産業局長は、第四條第四項若しくは第五項若しくは第六條第一項から第三項まで又は附則第十條第三項に規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業局長は、第四條第四項若しくは第五項又は第六條第一項から第三項までに規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、土地若しくは建物その他の物件の所有者若しくは占有者又は被害者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 第四十四條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査に準用する。

（審査請求等）
第四十七条 鉱業法第七十一条から第七十七条まで（聴聞手続等）の規定は、この法律又はこれに基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に、同法第八十條（審査請求と訴訟との関係）の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。

第五節 罰則
第四十八條 第九條第二項の規定による命令に違反して事業を停止し

なかつた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三 第三十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する準備金を預託しておかなかつたとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第十七条の規定に違反して損害賠償基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(廃止)

第二条 この法律は、昭和四十七年七月三十一日までに廃止するものとする。

(基金の設立)

第三条 通商産業大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第六条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際に損害賠償基金という名称を用いてゐる者については、第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 基金の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十条 基金は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際現に鉱業法第一百七十七条第一項の規定により供託されている金銭(金銭に代えて供託されている国債並

びに鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十七条の規定により同項の規定により供託されたものとみなされた金銭及び国債を含む。)及びその利息を取りもつことができる。

2 鉱業権者若しくは租賦権者又は鉱業権者若しくは租賦権者であつた者は、鉱業法第一百七十七条第一項の規定により供託すべき金銭であつてこの法律の施行の日の前日までに供託してないものがあるときは、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定による供託に代えてその額に相当する額の金銭を基金に納付しなければならぬ。

3 鉱業権者若しくは租賦権者又は鉱業権者若しくは租賦権者であつた者は、当該鉱区又は租賦区に関する損害の賠償を担保するため、通商産業省令で定めるところにより、昭和三十八年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が鉱区又は租賦区ごとに算定する額の金銭を基金に納付しなければならぬ。

4 第一項の規定により取りもどし、又は第二項若しくは前項の規定により鉱業権者若しくは租賦権者若しくは租賦権者若しくは租賦権者であつた者から納付された金銭及び国債は、基金が管理する。

第十一条 鉱業法第五十五条第五号(鉱業権の取消し)、第五十六条及

び第八十三条第二項において準用する第四十条(命令の手続)、第八十三条第一項第四号(租賦権の取消し)並びに第二百二十条(事業の停止)の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金銭を納付しなければならぬ者に、同法第一百八条(被害者の権利)、第一百九条(取りもどし)及び第二百一一条(権利の移転)の規定は、前条第四項の規定により基金が管理する金銭及び国債に準用する。

2 鉱業法第九条(権利義務の承継)及び第十条(行為の効力の承継)の規定は、前条第二項及び第三項並びに前項において準用する同法の規定に規定する鉱業権者又は租賦権者の権利義務並びにこれらの規定によつてした手続その他の行為に準用する。

第十二条 供託法(明治三十二年法律第十五号)第三条及び第四条ただし書(利息等)の規定は、附則第十条第一項又は第二項若しくは第三項の規定により基金が取りもどし、又は基金に納付された金銭又は国債に準用する。

第十三条 附則第十一条第一項において鉱業法第二百二十条を準用する場合の違反については、同法第九十二条及び第九十四条(罰則)の規定を準用する。

(登録税法の一部改正)
第十四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業団」の下に、「鉱害賠償基金」を、「臨時石炭鉱害復旧法」の下に

「石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害復旧事業団」の下に「又ハ鉱害賠償基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業団」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二九五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(復旧工事の特例)

第二条の二 鉱害が生じている土地の本来有している効用を回復することが著しく困難又は不適当と認められる場合において、これに代えて当該効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するよう当該土地について施行する工事であつて政令で定めるもの及びこれに附帯する工事は、この法律の適用については、復旧工事とみなす。

第四十八条第二項中「次条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 通商産業大臣は、

- 1 鉱業権者又は租鉱権者がその鉱区又は租鉱区に係る事業を廃止した場合において、当該鉱区又は租鉱区に關する鉱害が生じている地域の全部又は一部につき、その鉱害を急速に復旧するに特に必要であると認めるときは、その地域を鉱害の復旧を促進すべき地域として指定することができる。
- 2 通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、これを公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による地域の指定があつた場合において、当該地域内において農地及び農業用施設又は家屋等について生じている鉱害に係る被害者がその鉱害を復旧することににつきそれぞれその被害に係る被害者の総数の三分の二以上の同意を得たときは、当該被害者は、その同意書及び鉱業法(昭和二十五年法律第二八十九号)第百九条又は鉱業法施行法(昭和二十

十五年法律第九十号)第三十五

五条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責めに任ずべき者(以下「賠償義務者」という。)の当該鉱害を復旧することに同意を得ることを得る理由を記載した書面を添附して、事業団に対し、その地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定すべき旨を申し出ることができる。

4 事業団は、前項の規定による申出があつたときは、その申出を考慮して前条第一項の規定による地区の選定を行なわなければならない。

5 事業団は、第三項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないこととしたときは、遅滞なく、理由書を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十九条第一項中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「前項の規定により公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は前項の場合において、公共施設の復旧を目的とする復旧工事に關し、同項の規定により見込納付金額若しくはに改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規定により納付金を納付すべき者が存しなくなつて」とを加える。

条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第九十号)第三十五

五条第二項若しくは第三項の規定により賠償する責に任ずべき者(以下「賠償義務者」という。)を「賠償義務者」に改める。

第五十一条第一項第一号中「当該貸賃価格がない農地」の下に「又は当該貸賃価格によることが不相当と認められる農地」を加え、「価格とし、」を「価格とする。」に改め、「当該貸賃価格が鉱害が生じたことにより修正されているためこれによることが不相当と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとす

る。」を削り、「二千を下らず五千」を「五千を下らず一万」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号から第三号まで及び前号の規定にかかわらず、鉱害が生じている土地の本来有している効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するよう工事が施行される土地については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条の負担金を控除した残額

受ける利益については、その限りでない。

第五十三条の二第一項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつたとき」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつて」とを加え、同条第二項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「又は負担金の額を」若しくは負担金の額又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」に改める。

第五十六条第四項中「目的とするものであるとき」の下に「第六項に規定するときは除く。」を加え、同条第五項中「目的とするものであるとき」の下に「次項に規定するときは除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するよう当該土地について施行する工事に係るものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、その鉱害に係る被害者の同意書を添附しなければならない。

第七十三条第一項中「復旧」の下に「農地の復旧にあつては、その本来有していた効用の回復に限る。以下第七十五条及び第九十四条第三項において同じ。」を加え、同条第三項

中「損害賠償請求権」の下に「賠償義務者が存しなくなつて居る場合において、その賠償義務者が存するものとしたときにその者に対して有すべきこととなるものを含む。以下同じ。」を加える。

第九十四条第五項中「賠償義務者又は賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関し賠償義務者が存しなくなつて居る場合」を、「負担金の額」の下に「又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」を加える。

第九十七条の見出し中「事務経費」を「事務経費等」に改め、同条第二項中「事務経費の一部」の下に「並びに賠償義務者又は第五十二条の受益者が第五十二条の二の規定により納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなくなつた場合及び賠償義務者が存しなくなつて居る場合における第七十三条第六項、第七十四条第六項若しくは第七項又は第七十七条第四項の規定による支払に要する費用」を加え、「であつて、第二条第三項に規定する事務費に対するもの」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(鉱害調査員)
第九十七条の二 鉱害の原因、賠償責任の範囲その他の鉱害に関する事項について、科学技術による調査を行なわせるため、通商産業省に鉱害調査員を置く。

2 鉱害調査員は、非常勤とする。
附則
この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の第九十七条第二項の規定は、昭和三十八年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

石炭鉱業経理規制臨時措置法案
石炭鉱業経理規制臨時措置法
(目的)
第一条 この法律は、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に資するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的とする。
(指定会社)
第二条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から二月以内に、石炭鉱業を営む会社がこの法律の施行の日現在において次の各号に該当するときは、その会社を指定しなければならない。

一 石炭鉱業合理化事業団から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開発銀行から借り入れた石炭鉱業に関する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額をこえていること。
二 前一年間に掘採した石炭の数量が十五万トン以上において政令で定める数量をこえていること。

2 通商産業大臣は、昭和三十九年以後毎年二月末日までに、石炭鉱業を営む会社(前項又はこの項の規定による指定を受けて居る会社

(以下「指定会社」という。)を除く。)が毎年一月一日現在において前項各号に該当するときは、その会社を指定し、指定会社が同日現在において同項各号に該当しないときは、同項又はこの規定による指定を取り消さなければならぬ。
(利益金の処分)
第三条 指定会社の利益金の処分に關する決議(前条の規定による指定を受けた日の属する営業年度以後の営業年度に係るものに限る。)は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後に行なうものであること。
二 石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(事業計画及び資金計画の届出)
第四条 指定会社は、第二条の規定による指定を受けた日の属する営業年度の翌営業年度以後の毎営業年度の開始の日から起算して一月を経過する日までに、その営業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならぬ。
2 指定会社は、前項の事業計画又は資金計画を変更したとき(通商

産業省令で定める事項を変更したときに限る。)は、その変更の日から一月以内に、変更後の事業計画又は資金計画を通商産業大臣に届け出なければならない。
(報告)
第五条 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、その事業計画又は資金計画(前条第二項の規定による届出の場合)にあつては、変更後の事業計画又は資金計画が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に關する報告をすることが出来る。
(監査)
第六条 通商産業大臣は、毎年、指定会社の業務及び経理の監査をしなければならない。
(監査の実施)
第七条 通商産業大臣は、前条の規定による監査を行なうため必要があると認めるときは、当該指定会社からその業務若しくは経理に關し報告をさせ、又はその職員に当該指定会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第九條 指定会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その指定会社の業務又は経理に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定会社に対して同条の刑を科する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案

十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「五十平方メートル」を「百平方メートル(事務所、店舗、興行場、住居その他の通商産業省令で定める用途に供する建築物の暖房又は飲食物の調理の用に主として供するボイラーにあつては、五十平方メートル)」に改める。

附則第二項中「昭和三十八年十月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十八年四月六日印刷

昭和三十八年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局